

# 入札心得

## 1 入札の条件

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、いわき市水道局契約規程（以下「規程」という。）第7条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 納付された入札保証金は、落札した者に対しては契約締結後に、それ以外の者に対しては、入札執行後に還付する。
- (2) 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟観のうえ、入札に参加するものとする。仕様書及び図面等に疑義があるときは、公告又は入札指名通知書（以下「公告等」という。）に定めるところにより質問することができる。
- (3) 開札は、予め指定した日時及び場所において執行する。
- (4) 入札参加者は、公告等で示す内容により、初度の入札書を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 郵便入札参加者は、入札書の郵送後においても、開札までの間に限り、別に定める入札辞退届を入札を担当する課等に直接持参して提出したときは、当該入札を辞退することができる。
- (7) 入札書の提出期限までに応札が無い場合には、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (9) 次の一に該当する入札は無効とする。
- ア 開札日に、公告等に定める入札参加資格を有しない者及び有効な経営事項審査結果を得ていない者が行った入札
  - イ 公告日又は入札指名通知日から開札日までの間に、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和59年いわき市水道局内訓第1号）による指名停止を受けた期間がある者が行った入札
  - ウ 設計図書を入手していない者が行った入札
  - エ 入札執行前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札
  - オ 記名押印を欠く入札
  - カ 金額を訂正した入札
  - キ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
  - ク 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
  - ケ 金額欄に「0円」と記載された入札
  - コ 郵便開始日前に入札書を提出した入札
  - サ 入札書に記載の業務名等と封筒に記載の業務名等が一致していない入札
  - シ 入札書のほか、公告等で指定する書類（以下「入札書等」という。）が同封されていない入札
  - ス 入札書等を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札
  - セ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札
  - ソ いわき市水道局郵便入札実施要綱（令和3年3月30日いわき市水道局内訓第4号）、公告等に違反して入札書を提出した入札
  - タ その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した事項に違反した入札
- (10) 一般競争入札における入札参加資格の審査及び落札者の決定等については、いわき市水道局建設工事に係る事後審査方式一般競争入札実施要領（平成19年5月23日制定）に定めるところによる。
- (11) 開札した場合において、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札候補者とする。
- (12) 最低制限価格を設定した入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者で、なおかつ最低の入札をした者をもって落札候補者とする。
- (13) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (14) 再度入札参加者は、再度の開札までの間に限り、いつでも入札を辞退することができる。
- (15) 再度の入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を、入札担当部署へ申し出るものとする。なお、申し出がなく、再度の入札書の提出期限までに応札が無い場合は、再度の入札を辞退したものとみなす。
- (16) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (17) 再度の入札に付して落札者がない場合には、当該入札を中止する。ただし、発注者の指示により、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定に基づき、随意契約とする場合がある。

- 落札候補となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補を決定する。
- (18) 入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 2 契約の条件

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から7開庁日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続きがなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。ただし、当該落札者が入札保証金を納付しているときは免除する。
- (3) 落札者は、契約の保証として請負代金額又は契約代金額の10分の1以上の額の現金を納付しなければならない。ただし、規程第28条の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。なお、規程第28条第1項第4号の規定による契約保証金の全部又は一部の納付の免除の場合は、過去2年間における国又は地方公共団体との契約実績を証明する書類を契約書に添えて提出すること。
- (4) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、契約当事者両者が契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に同項の規定による総務省令で定める措置を講じたときとする。
- (5) 当該委託の着手の時期は、契約締結の日から5日以内とする。

## 3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札談合の可能性が認められる場合は、入札参加者をくじで2者に減じて執行するものとする。
- (3) 入札後に談合の事実が判明した場合は、当該入札を無効とし、契約中であっても契約を解除することがある。
- (4) 談合情報を得たときの手続に関しては、いわき市水道局入札談合情報処理要綱を遵守する。

## 4 その他

- (1) その他必要な事項は、その都度指示するものとする。